契約種別定義書

【GREENa スタンダード　ファミリー】

（九州電力管内）

ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社

目　次

1.　実施期日……1
2.　定義……1
3.　適用条件……1
　①　適用範囲……1
　②　供給電気方式、供給電圧および周波数……2
4.　電気料金……2
　①　基本料金……2
　②　電力量料金……2
5.　契約電流の変更……2
6.　本定義書の変更および廃止……3

別表……4
1.　再生可能エネルギー発電促進賦課金……5
2.　燃料費調整……5
3.　使用電力量の協定……7

契約種別定義書【GREENa スタンダード　ファミリー】（九州電力管内）（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款【低圧】（以下「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。本定義書は以下の地域に適用します。ただし、離島（その区域内において自らが維持し、および運用する電線路を自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります）は除きます。

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県（一部地域を除きます。）
なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1.　実施期日

本定義書は、令和2年8月1日より実施し、申込みされ、その後、当社が承諾し契約に至った契約に対して適用します。

2.　定義

本定義書において使用される言葉は、別段の定めがない限り電気供給約款によるものとします。

3.　適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを、当社が承諾した場合に、本定義書にもとづく「GREENa スタンダード　ファミリー」プランを適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ）契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ）1 需要場所において低圧動力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イ)に該当し、かつ、ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気標準周波数 60 ヘルツとします。ただし供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは

200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

4. 電気料金

料金は、基本料金と、従量料金単価を乗じた額の合算値と、本定義書別表の 1（再生可能エネルギー発 電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額の合計とします。なお、燃料費調整額は、別表２（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、別表３（離島ユニバーサル調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。

① 基本料金

基本料金は、1 月に次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 10 アンペア	860 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	860 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	860 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	860 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,134 円 50 銭
契約電流 50 アンペア	1,387 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,639 円 40 銭

② 電力量料金

従量料金単価（1 キロワット時あたり）は次のとおりとします。

最初の 120 キロワット時まで	17 円 46 銭
120 キロワット時をこえ、300 キロワット時まで	22 円 60 銭
上記超過	23 円 98 銭

5. 契約電流の変更

① 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気供給契約の申込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約容量の変更を希望する場合には、この限りではありません。

② お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。

③ 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前

の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 第2条（電気供給約款の変更等）に準じます。

6. 本定義書の変更および廃止

① 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款第 2条（電気供給約款の変更等）に準じます。

② 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページ上での掲載その他適切な方法によりお客さまにお知らせいたします。

③ 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款第2条（電気供給約款の変更等）に準じます。

別　表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進 賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ）お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ）平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0053

β＝0.1861

γ＝1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

燃料費調整単価= (27,400 円 － 平均燃料価格) × ((2)の基準単価 ÷ 1,000)

(ﾛ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回り、かつ 41,100 円以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 −27,400 円) ×((2)の基準単価 ÷ 1,000)

(ﾊ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が、41,100 円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100 円といたします。

燃料費調整単価 = (41,100 円 － 27,400 円) × ((2)の基準単価 ÷1,000)

ハ）燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の 前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日 の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ）燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用 して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13 銭 6 厘（税込）

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ）離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝ 1.0000

β＝ 0.0000

γ＝ 0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価= (52,500 円 - 離島平均燃料価格) ×（(2)の離島基準単価 ÷1,000)

(ﾛ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ 78,800 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 −52,500 円) ×((2)の離島基準単価 ÷1,000)

(ﾊ)1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が、78,800 円を上回る場合

離島平均燃料価格は 78,800 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =（78,800 円 − 52,500 円）×（(2)の離島基準単価 ÷1,000）

ハ）離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日 の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ）離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘（税込）

4. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用 電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった 場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契約 容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ）前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前月同月の使用電力量}}{\text{前月または前月同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ）前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器 によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{前取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、第 45 条（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント + (±誤差率)}}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ）お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ）一般送配電事業者が発見し測定したときは、発見日の属する月